

見積結果報告書

| | | |
|---------|--|----------------------|
| 見積日時・場所 | 令和 6 年 1 月 25 日 9 時 30 分 第4庁舎第7会議室 | |
| 工事名 | 釜石物産センター屋根修繕 | |
| 契約の相手方 | 住所 | 岩手県釜石市大字平田第3地割61番地24 |
| | 氏名 | 株式会社 エイワ 代表取締役 佐々木 強 |
| 契約金額 | 6,600,000 円 | |
| 工期 | 自 | 令和 6 年 2 月 1 日 |
| | 至 | 令和 6 年 3 月 31 日 |
| 修繕場所 | 釜石市鈴子町22番1号 釜石物産センター | |
| 修繕概要 | 屋根 箱桶修繕(ウレタン防水) 一式 内部 内装修繕(天井材・照明器具) 一式 空調設備設置場所 防水層・シーリング修繕 一式 | |
| 随意契約理由 | <p>当該業務は、屋根からの雨水侵入を早急に防ぎ、物産センター施設機能維持及び安心安全な利用を確保するため、予算確保後速やかに入札事務を進め、令和5・6年度市内建設工事等請負資格者名簿の内、建設業許可に防水工事で登録のある者を対象に、1/18付指名競争入札に係る指名通知を发出したところ、選定業者1社を除き辞退があり、1/16付で入札を中止した。</p> <p>降雨・降雪や暴風の多い季節柄もあり、荒天時の雨水侵入により屋内損傷箇所が拡大し、新たな漏電を誘発する可能性の高い危険な状況が続いており、早急に契約を締結しなければ、修繕箇所の増加はもとより、施設維持管理に重大な支障をきたし、工期や費用の面で不利になることが認められることから、前回指名通知发出時に修繕内容や関係機関協議必要性を認識し、工期内対応が可能である選定業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約をしようとするもの。</p> | |

